

令和3年度施設利用制限等特記事項

1 体育施設共通事項

(1) 優先事業について

岩手県が主催する事業及び当スポーツ振興事業団が必要と認めた事業は、優先事業として取り扱います。

(2) 利用料金及び利用手続きについて

令和2年度と同様です。

(3) 各施設の休場（休館）日について

以下に掲げる曜日は休場（休館）日としており、原則として、利用申込みを受け付けておりません。（大規模大会及び行事を除く。）

ア) 県営運動公園 第2ボルダリング競技場（毎週月曜日）

県立御所湖広域公園艇庫（毎週月曜日）

イ) 県営運動公園 第1ボルダリング競技場（毎週火曜日）

ウ) 県営運動公園 第3ボルダリング競技場（毎週水曜日）

県営野球場、県営武道館（毎週水曜日）

エ) 県営体育館 4月～9月（毎週水曜日）10月～3月（第1水曜日）

※休場（休館）日においても、大規模大会及び行事、祝日等は開場（開館）する場合があります。またそれに伴い、他日を休場（休館）日とする場合があります。詳しくは各施設までお問合せ下さい。

(4) 駐車場の収容台数を超えるおそれがある行事の取扱いについて

施設の駐車収容台数を超えるおそれがあり、主催者による代替駐車場の確保や対策ができない場合には、施設に空き（予約が無く貸出可能な状態）があっても、利用をお断りすることがあります。

2 県営運動公園

陸上競技場インフィールド利用について、芝保全の観点から一部の利用を制限します。

【利用できる事業】

ア) 陸上競技大会及び全県的な体育・レクリエーション大会等

※サッカー競技で利用する場合、陸上競技等と併用される施設の為、芝の精度に関する高水準の要望にはお応えできませんので、予めご了承願います。また、利用に伴うサッカー（ラグビー）ゴール、ハンマーサークルの撤去・設置及びライン引きについては利用者の負担とします。（他競技も同様とする。）

イ) 学校・企業等の運動会など

※但し、綱引きなど芝が著しく損傷する競技はできません。詳しくは運動公園までお問合せ下さい。

【利用できない事業】

ア) 投てき（やり、ハンマー等）競技などの練習

イ) グラウンド・ゴルフやゲートボールなどの打球競技

ウ) その他、芝の激しい損傷が見込まれる利用

3 県営武道館

利用種目について

保有設備・備品及び施設維持・管理の面から一部の利用を制限します。

【利用できる事業】

ア) 武道競技及び全県的な体育・レクリエーション大会等

イ) スポーツに関する研修会、講習会等

ウ) 学校・企業等の運動会など

エ) 利用に必要な備品が整備されている競技

（バレーボール、テニス、ハンドボール、バドミントン、卓球）

【利用できない事業】

ア) フットサル等、施設に損傷を与える可能性のある競技

イ) 利用に必要な備品が整備されていない競技等

（バスケットボールなど、上記のエ）記載以外の競技）

県営武道館の利用申込書記入にあたっての留意事項

1 「行事・大会名」は、正式名称で記入してください。

<例> 第70回岩手県高等学校総合体育大会柔道競技

2 営業時間は、『原則8時～21時』です。営業時間外の利用希望の場合は、「時間」の欄に開始時刻と終了時刻を（例：7時～18時）と記入してください。そして、自動的に利用希望開始時刻前の15分程度は、清掃の時間となることを考慮に入れてください。

また、終了時刻は、後始末の時間を含みますので、余裕をもって計画してください。

3 「利用種別」の欄には、「準備・練習・大会・後始末」等を記入してください。

4 「参加者数」や「駐車台数」には、大会等の規模を把握するため、参加する監督・選手、役員、観客の合計数（推計）を記載してください。

また、駐車場が満車になるような大会等では、「駐車場係」を必ず配置してください。

5 大道場には、第1会議室（椅子72）と第2会議室（椅子24）があり、原則として大道場を使用する団体に優先的に貸出を行います。いずれの会議室も大会等での利用が無ければ、他団体が利用する場合があります。

6 大道場のステージを利用する場合には、ステージ利用料金（240円/時間）で、ステージ両脇にある二つの控室（椅子各18）を使用することができます。

7 弓道場（近的）には、第3会議室（椅子23）と第4会議室（椅子23）があり、原則として弓道場を使用する団体に優先的に貸出を行います。いずれの会議室も大会等での利用が無ければ、他団体が利用する場合があります。

8 会場準備等に係る利用申込・利用料金について

（1）原則として、前日等に会場を準備し、他団体が利用できない状態にある場合は、料金を徴収します。

（2）柔道場、剣道場では、毎日のように18時から21時まで、武道教室が実施されています。この武道教室の実施に配慮し、柔・剣道場の入口や道場の隅に必要物品を置く程度に止めても良い場合、「搬入のみ」を意味する△印を記入し、時間は18時前までの時間とすれば、料金の徴収はありません。

<例> 搬入の「△」を記入、時間は「・・・時～18時」＝武道教室は実施。料金なし。

使用の「○」を記入、時間は「・・・時～21時」＝武道教室は休止。料金あり。

9 県営武道館の駐車可能台数は、次の台数を目安としてください。

大道場西側駐車場（大道場横）	62台
大道場北側駐車場（青少年会館横）	48台
弓道場西側駐車場（弓道場横）	29台
スケート場駐車場	340台

（スケート場開業中の11月～3月は、記載台数の半分程度）

計479台（冬季309台）